

発議案第 10 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年9月24日提出

提出者 富津市議会議員 小 林 新 一

賛成者 同 高 梨 良 勝

同 福 原 敏 夫

富津市議会議長 鈴木 幹 雄 様

提案理由

市議会議員のうちから選任された監査委員の報酬について、支給しないこととするため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一
部を次のように改正する。

第6条第2項中「（監査委員を除く。）」を削る。

別表第1市議会議員のうちから選任された監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。